

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会

第2回総会

別冊資料



きら
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

<目 次>

【総務企画専門委員会審議事項】

(1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画年次計画の改訂について	1
(2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市識別用品整備要項	5
(3) 青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項	7
(4) 青の煌めきあおもり国スポつがる市保険加入要項	23
(5) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市大会報告書編成方針	27
(6) 青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎装飾・接伴実施要項	28
(7) 青の煌めきあおもり国スポつがる市案内所・休憩所設置運営要項	30
(8) 青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項	32

【競技式典専門委員会審議事項】

(1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画	47
(2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画	48
(3) 青の煌めきあおもり国スポつがる市競技会場管理運営要項	49

【宿泊衛生専門委員会審議事項】

(1) 青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項	52
(2) 青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調整施設選考基準	55
(3) 青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護実施マニュアル	58
(4) 青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施マニュアル	63
(5) 青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施マニュアル	65
(6) 青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施マニュアル	68

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則	70
-----------------------------	----

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会委員名簿	75
-------------------------------	----

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画年次計画の改訂について

令和 6 年 6 月 19 日開催の第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会第 3 回常任委員会で決定された開催推進総合計画年次計画【1 次改訂】について、下記のとおり所要の改訂を行うもの。

○変更内容

【総務企画関係】

(1) 「準備組織」に市実施本部に関する項目を追加

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けて、全庁的な協力・連携体制を構築し、多岐にわたる競技会開催業務の円滑な運営を図るため、令和 6 年度中に「市実施本部」を設置することから項目追加するもの。

(2) 「総務企画」中の「運営ガイドライン」の策定取りやめ及び「各マニュアル」の作成を市実施本部へ移行

「運営ガイドライン」については、各基本計画に基づく具体的な方針等を示すものであり、策定せずとも個別の基本計画及び要項等で以って内容を把握することが可能であることから策定不要と判断し策定を取りやめるもの。

各マニュアルについては、実施本部職員の業務マニュアルであるため、市実施本部の項目へ移行するもの。

(3) 「総務企画」中の「支給物品」に関する項目を削除

支給物品（大会資料、案内資料等）の配布に係る対象者等について規定する内容であり、策定せずとも競技会運営上問題はないと判断し策定を取りやめるもの。

(4) 「広報」中の「大会報告書編成方針」の策定期間の前倒し

上記方針について、事務局による方針検討が完了し、原案が完成したことから、1 年前倒しして策定するもの。

(5) 「歓迎接伴」中の「歓迎接伴要項」と「歓迎装飾要項」を統合し「歓迎装飾・接伴要項」へ修正

大会参加者等の歓迎・おもてなしに係る要項を 1 つに集約して策定するもの。

【競技式典関係】

(1) 「競技」中の「競技日程・組合せ」に関する項目を削除

本市開催 2 競技について、組合せ抽選会は各中央競技団体が主体となって行われることから、実行委員会で取扱う項目ではないと判断し、年次計画から削除するもの。

(2) 「競技」中に「情報通信業務」に関する項目を追加

各競技会において、情報通信設備の整備が必要となることから項目追加するもの。

(3)「式典」中の「炬火イベント基本計画」を削除

式典基本計画において、「炬火イベント」に関する規定がなされているため、新たに、「炬火イベント基本計画」を策定する必要はないと判断し、策定を取りやめるもの。

(4)「施設」中の「競技会場管理計画」を「競技会場管理運営要項」に改称

競技会場の管理に関する項目について名称を変更するもの。

【宿泊衛生関係】

(1)「宿泊」中の「宿泊基本計画」に基づく要項等を削除し、赤字赤字のとおり修正

大会参加者等の宿泊については、県と会場地市町村が合同で本部を設置し、宿泊施設の一元管理、一括した配宿を行う「合同配宿」を実施することとなったため、要項等の策定が不要と判断し策定を取りやめるもの。

(2)「医事衛生」中の「リハ大会救護所設置」に関する項目を削除

リハーサル大会における「救護所」については、県競技団体（高体連を含む）が主体となって、従事者確保や救護所運営を行うことから、実行委員会で取扱うものではないと判断し、年次計画より削除するもの。

【輸送交通関係】

(1)「輸送交通」中の「リハ大会輸送計画」に関する事項を削除

リハーサル大会における選手等の「輸送」については、自主移動を基本としていることから、輸送計画を策定する必要がないため、年次計画から削除するもの。

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画年次計画【2次改訂案】

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
開催地	令和2年（6年前） 鹿児島県（延期）	令和3年（5年前） 三重県（中止）	令和4年（4年前） 栃木県	令和5年（3年前） 鹿児島県	令和6年（2年前） 佐賀県	令和7年（1年前） 滋賀県	令和8年（開催年） 青森県
主要行事	大会開催内定	準備委員会設立	文科省・JSPC総合視察 大会開催・会期決定	中央競技団体視察 リハーサル大会開催			
	国スポ準備室設置	準備委員会設立・第1回総会 常任委員会		実行委員会へ改組			
準備組織			総務企画専門委員会 競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会 輸送交通専門委員会		国スポ・障スポ推進室設置 準備委員会第4回総会 実行委員会第1回総会		
総務企画		開催基本方針等 開催推進総合計画	計画進行・管理				
財務			大会経費調査・検討 リハ大会経費調査・検討				
				企業協賛取組要項			
広報		準備ウェブサイト開設 広報看板設置等設置・更新	広報基本計画		広報啓発活動推進 実行委ウェブサイトへ移行		
市民協働			市民協働基本計画		ポランティア募集・養成 ポランティア募集要項		
歓迎接伴			歓迎接伴基本計画		歓迎接伴・接伴要項 案内所・休憩所設置運営要項 売店設置運営要項		
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催							
総務企画関係							
市実施本部設置・開催							
リハ大会業務マニュアル							
運営ガイドライン							
識別用品整備要項							
支給物品等配布要項							
遺失物・拾得物取扱要項							
保険加入要項							
リハ大会保険加入							
大会予算編成							
リハ大会予算執行・決算							
企業協賛推進							
大会報告書編成方針							
大会報告書作成・配布							
リハ大会ポランティア配置							
歓迎接伴等の検討・実施							
大会案内所等設置・運営							
大会売店設置・運営							
大会歓迎接伴実施							

青の煌めきあおり国スポつがる市開催推進総合計画年次計画【2次改訂案】

年 度	2020		2021		2022		2023		2024		2025		2026				
	令和2年（6年前） 鹿児島県（延期）	令和3年（5年前） 三重県（中止）	令和4年（4年前） 栃木県	令和5年（3年前） 鹿児島県	令和6年（2年前） 佐賀県	令和7年（1年前） 滋賀県	令和8年（開催年） 青森県										
開 催 地																	
競 技 式 典 関 係			競技用具整備計画検討・作成	競技運営基本計画	競技別実施要項検討	競技用具整備計画推進	競技別実施要項検討	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成・配布								
				競技期日程・組合せ検討									組合せ協議会実施要項策定				
式 典				リハ大会実施検討			リハ大会開催基本計画	リハ大会実施要項	情報通信基本計画	情報通信業務実施要項	情報通信施設架設設置						
施 設		総合体育館整備		施設整備基本計画	総合体育館供用開始	施設整備推進・点検	競技会場管理運営要項	リハ会場設営撤去仕様書	大会会場設営撤去仕様書	式典実施要項	炬火イベント実施要項	開始式・表彰式実施	炬火イベント実施	大会会場設営撤去			
宿 泊 衛 生 関 係				宿泊基本計画	宿泊実施要項検討	宿泊実施要項	リハ大会宿泊実施要項	大会宿泊実施要項	大会宿泊本部設置	合同配宿本部【県・市】 配宿センター【県】	大会配宿実施	大会弁当調達	大会救護所設置・運営	医事衛生本部設置・運営			
輸 送 交 通 関 係				輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項	輸送量調査・シミュレーション	リハ大会輸送計画	大会輸送計画	輸送本部設置・運営								
				リハ大会輸送計画									リハ大会輸送業務実施				

青の煌めきあおもり国スポつがる市識別用品整備要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「本大会」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）において、本市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、本大会及びリハーサル大会の運営に従事する競技役員等の識別用品について、必要な事項を定めるものとする。

2 整備品目

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、次のとおり識別用品を整備する。

（1）リハーサル大会

- ア ADカード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 帽子
- ウ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

（2）本大会

- ア ADカード
- イ 帽子
- ウ ベスト等
- エ その他本大会運営上必要が生じた識別用品

3 配付対象者

識別用品の配付対象者は、次のとおりとする。ただし、既に各競技団体において従事者のユニフォームを整備している場合は、配付対象者とししない。また、配付対象者によっては、簡素化及び効率化を考慮し、ADカードのみの配付とすることができるものとする。

- （1）大会役員
- （2）競技会役員
- （3）競技役員
- （4）競技補助員
- （5）競技会係員
- （6）競技会補助員
- （7）選手・監督、視察員等
- （8）その他実行委員会が必要と認めた者

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、本大会及びリハーサル大会において、競技役員等の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品の着用

配付対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 競技団体による整備

競技役員及び競技補助員の識別用品について、競技団体が独自で識別用品の整備を希望し、整備品目及びデザインについて協議を行い、実行委員会会長が競技運営等により必要と認めた場合は、その整備に要する費用を負担することができる。

なお、競技団体が整備する場合の負担金の単価は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する 1 人あたりの額を上限とする。

7 他市町実行委員会等との協議による整備

他市町と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町実行委員会等と協議の上、定める。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポつがる市遺失物・拾得物取扱要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い及び保管

- （1）遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する案内所とし、実施本部受付案内係（以下「受付案内係」という。）が受付業務及び一時保管業務を行う。
- （2）受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の実施本部総務係（以下「会場総務係」という。）へ引き継ぐ。
- （3）会場総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所へ保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （4）競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- （2）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （1）遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であるこ

とを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 9 号）を作成し、署名を受ける。

- （2）遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 10 号）を受領した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- （3）拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 11 号又は様式第 12 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- （1）会場総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、会場総務係は、拾得の翌日から起算して 7 日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- （2）実行委員会は、会場総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から起算して 7 日以内に、拾得物届出書（様式第 13 号）を添えて所轄警察所に引き継ぐ。
- （3）実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- （1）実行委員会は、遺失物・拾得物の届出及び通知等について、関係機関との協議により必要に応じて変更できるものとする。
- （2）この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- （3）競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾得物受理書

受理番号	第 号											
受理日時	令和 年 月 日 () 時 分											
拾得日時	令和 年 月 日 () 時 分頃											
拾得場所												
拾得者	住所	〒										
	氏名	フリガナ	電話	自宅								
				日中連絡先								
物件	現金	総額	金額内訳									
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)							点数		
権利放棄の意思	上記の物件に対する	☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。										
		令和 年 月 日										
		青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得者氏名 (自署)										
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者氏名 (自署) ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

※ 太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾得物受理書(控え)

受理番号	第 _____ 号											
受理日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 時 _____ 分											
拾得日時	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 () 時 _____ 分頃											
拾得場所												
拾得者	住所	〒 _____										
	氏名	フリガナ	電話	自宅								
				日中連絡先								
物件	現金	総額	金額内訳									
			金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000 円		5,000 円		2,000 円		1,000 円		500 円	
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円	
	物品	種類	特徴(形状・模様・材質等)							点数		
権利放棄の意思	上記の物件に対する	☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。										
		※当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛に拾得物の通知をすることがあります。										
	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 拾得者氏名 _____ (自署)										
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 拾得物取扱担当者氏名 _____ (自署) ※ 拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

【注意事項】

- 1 この拾得物受理書（控え）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要となりますので紛失しないよう大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額 5～20%の 2 分の 1 の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、拾得の翌日から 7 日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに 3 箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から 3 箇月を経過した日から 2 箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、御注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
つがる警察署	038-3142	つがる市木造赤根 1 番 4	0173-42-3150

競技名（種別）

受理会場

拾得物一覧簿

受理 番号	受理日時 年 月 日 時 分	拾得日時 年 月 日 時 分	拾得場所	物件（種類及び特徴等）			拾得取扱 担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	形状・模 様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

競技名（種別）

受理会場

拾得物閲覧簿

受理 番号	記載日 年 月 日	拾得日時 年 月 日 時 分 頃	拾得場所	物 件		備 考
				現 金	物 品	

拾得物個票		
受理番号	第 号	
受理日時	令和 年 月 日 時 分	
拾得日時	令和 年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物 件	現 金	
	物 品	
拾 得 取 扱 担当者氏名		

競技名（種別） _____ 受理会場 _____

遺失物届出書

届出番号		第 号			
届出日時		令和 年 月 日 () 時 分			
遺失日時		令和 年 月 日 () 時 分頃			
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴 (形状・模様・材質等)	点数	
備考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

遺失者氏名 _____ (自署)

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※拾得物一覧簿(様式第3号)と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合			
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号	第 号
処 理	☐ 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日 時 分	
	☐ 遺失者に返還(郵送の場合は着払い)	令和 年 月 日 時 分	
拾得者氏名等告知の同意がある場合	☐ 拾得者の氏名等告知	令和 年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	☐ 拾得者の権利説明	令和 年 月 日 時 分	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日 時 分	

競技名（種別） _____ 受理会場 _____

遺失物届出書（控え）

届出番号		第 号			
届出日時		令和 年 月 日（ ） 時 分			
遺失日時		令和 年 月 日（ ） 時 分頃			
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ	電話	自宅	
				日中連絡先	
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴（形状・模様・材質等）	点数	
備考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

遺失者氏名 _____ (自署)

競技名（種別）

受理会場

遺失物一覧簿

受理 番号	届出日時 年 月 日 時 分	遺失日時 年 月 日 時 分	遺失場所	物件（種類及び特徴等）			受理取扱 担当者氏名	備 考
				現 金	物 品	形状・模 様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

競技名（種別） _____ 受理会場 _____

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾 得 物 件	現 金	金 _____ 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ つがる市実行委員会 会長 〒 住 所 _____ 氏 名 _____（自署） 電 話 _____（ ）			
返還時本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）		
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。（自署については必ず本人記入とする。）

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

委 任 状

【代理人（受取りに来られる方）】

〒

住 所 _____

氏 名 _____

委任者との関係 _____

わたしは上記の者を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

〒

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 番 号 _____ ()

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、令和 年
月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後 1 箇月を経過したときは、請求することができません。
☐	報 労 金	物件の価格 5 % から 20 % の 2 分の 1 の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
☐	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3 箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
所在地：〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
電話番号：0173-49-1193

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、令和 年
月 日に遺失者へ返還しましたので通知いたします。
なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については下記のとおりです。

記

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求できます。	(※) 物件が遺失者に返還された後 1 箇月を経過したときは、請求することができません。
☐	報 労 金	物件の価格 5 % から 20 % の 2 分の 1 の範囲内に相当する額の報労金を請求できます。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出後、3 箇月を経過しても遺失者が判明しない場合、その所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知しておりません。
この通知を受けて、あなたの氏名等を遺失者に告知することに同意できる場合は、以下の連絡先まで御連絡ください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
所在地：〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
電話番号： 0173-49-1193

令和 年 月 日

拾 得 物 届 出 書

警察署長 様

住 所	青森県つがる市木造若緑 52
事務所名	青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
代表者名	会 長
担当者名	事務局
電話番号	0173-49-1193

以下の物件を拾得したので届け出ます。なお、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は一切の権利を放棄します。

拾得受理 番号		物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	取得及び交付日時・場所	備 考
現金 (内訳)		物 品					
(内訳)	円	円 × 円 × 円 × 円 ×		氏 名 住 所 電 話 ()	□有権 □棄権 □失権 □無権 権利放棄 □一切 □報労金 □所有権 □費用請求権 氏名等告知の同意 □有 □無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	
(内訳)	円	円 × 円 × 円 × 円 ×		氏 名 住 所 電 話 ()	□有権 □棄権 □失権 □無権 権利放棄 □一切 □報労金 □所有権 □費用請求権 氏名等告知の同意 □有 □無	■拾得日時 年 月 日 時 分 ■拾得場所 ■交付日時 年 月 日 時 分 ■交付場所	

青の煌めきあおもり国スポつがる市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定めるものとする。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社又は社会福祉法人つがる市社会福祉協議会と、保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に配置する看板や仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	－	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するために、自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

被保険者	補償内容（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院（日額）	通院（日額）
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
医師	1 億 5,000 万円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

一般観覧者	500 万円	4,000 円	2,000 円
-------	--------	---------	---------

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 被保険者自身の疾病、心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険特約上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会へ事故報告書（別記様式）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理した場合は、速やかにその旨を当該保険会社に連絡し、所定の手続を行う。

6 その他

- (1) この要項に定めない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

別記様式

事故報告書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

競 技
所 属
報告者

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被 害 物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所 有 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号						
負 傷 者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員・競技会補助員(ボランティア) 医師・看護師・一般観覧者 ※対象外除く その他 (				

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市大会報告書編成方針

1 趣旨

この方針は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市広報基本計画」に基づき、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の成果を記録し、未来に伝えるために作成する大会報告書の編成等に関する基本的な事項を定める。

2 方針

大会報告書は、記録写真を含むものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録とともに、競技や会場の雰囲気伝えられるものとする。

3 構成

報告書の構成については、「開催準備編」、「本大会編」、「資料編」の 3 部構成とする。

(1) 開催準備編

広報啓発活動、歓迎装飾、市民運動等

(2) 本大会編

競技の開催状況、おもてなし、ボランティア活動、学校観戦等

(3) 資料編

開催準備経過概要、大会概要、競技別結果、総合成績、委員名簿等

4 配布

(1) 配布先及び作成部数

大会関係者等、配布する必要がある範囲を十分に検討し、配布先及び作成部数を定める。

(2) 配布時期

令和 9 年 2 月（予定）

5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎装飾・接伴実施要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、歓迎装飾による開催機運の醸成と歓迎ムードの高揚を図り、心のこもったおもてなしを行うとともに、観光情報等の発信を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

（１）歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

景観等に配慮し、周辺環境との調和を図り、効果的に歓迎の意を表す統一感のある装飾を心掛けて看板、横断幕、のぼり旗等を設置する。

また、関係機関、団体及び企業等の協力、市民運動との連携を図りながら、効果的な装飾に努める。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、期間を定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が必要と認めるものを除く。

（２）接遇

ア 関係機関、関係団体等の協力を得て、競技会係員、ボランティア等に必要研修を行い、おもてなし意識の向上に努める。

（３）情報発信・提供

ア ホームページ、SNS 等により情報を発信する。

イ 案内所、休憩所、その他必要と認められる場所を活用して観光パンフレット等を配布し、大会参加者等に大会期間中の情報発信及び終了後の本市への再訪につなげる。

3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における歓迎装飾及び接伴についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市案内所・休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、各種案内を行う案内所及び憩いの場、交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

- (1) 総合案内所は、関係機関等と協議のうえ主要駅等に設置する。
- (2) 会場内案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

4 設置期間

- (1) 総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- (2) 会場内案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

- (1) 総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。
- (2) 会場内案内所及び休憩所の開設時間は、開催行事又は競技開始 1 時間前から閉会行事又は競技の終了後 30 分までとする。

6 業務内容

- (1) 総合案内所
 - ア 競技日程、会場等の案内に関すること。
 - イ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
 - ウ 案内資料等の配布に関すること。
 - エ その他各種案内に関すること。
- (2) 会場内案内所
 - ア 大会参加者等への受付案内、資料等の配布に関すること。
 - イ 競技の案内に関すること。

- ウ 交通、観光及び物産の案内に関すること。
- エ 迷子、遺失物及び拾得物の取扱いに関すること。
- オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

- ア 休憩場所の提供に関すること。
- イ 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- ウ その他休憩所の運営に関すること。

7 その他

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会は、案内所・休憩所の設置場所、設置期間及び開設時間等を必要に応じて変更できるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、案内所・休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市歓迎・接伴基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所

売店は、競技会場に設置する。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間及び開設時間

- （１）売店の設置期間は、競技会の開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。
- （２）売店の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は、実行委員会が決定し、出店規模は 1 店舗当たり 1 ブース約 20 ㎡（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更することができる。

5 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の出店許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器（使用期限内のものに限る。）を設置しなければならない。

- （１）テント（2 間×3 間、横幕を含む。）1 張以内（テント以外での出店の場合は、テントの準備は行わないものとする。）
- （２）長机 4 台以内
- （３）椅子 4 脚以内

- (4) その他実行委員会が運営設備として必要であると認めたもの

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの

- (3) 郷土物産品
(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、提供直前に加熱処理を行うものであること。

なお、下処理をする場合は、あらかじめ営業許可施設等で行うこと。

- (5) 宅配便
(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者要件

売店の出店者は、(1) 及び (2) に該当する者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者

- ア 申請時に 1 年以上、つがる市内に店舗を有して営業している者
イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者
ウ 第 75 回国民体育大会以降の国体（国民スポーツ大会含む。）又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者
エ その他実行委員会が認めた者

- (2) 次の条件の全てに該当する者

- ア 原則として、該当する競技会開始日から終了日まですべての期日で出店し、この要項で定める開設時間を遵守すること。
イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
ウ 当該出店業務に関する法令等に違反し、申請日時点において過去 1 年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

- エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去３年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。
- オ 申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、２年以内に滞納処分を受けていないこと。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。また、従業員として、暴力団員等を使用又は雇用していないこと。

8 経費の負担

- （１）売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- （２）出店料（売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、出店者が負担する。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- （１）売店出店概要書（様式第 2 号）
- （２）売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書（様式第 3 号）
- （３）誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- （４）出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- （５）市税に滞納がないことの証明書（写し可）
- （６）その他実行委員会が必要と認めるもの

10 出店者の選定

- （１）実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、この要項に基づき出店者の審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産等の P R、販売品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定することができることとし、これによりがたいときは、抽選により選定する。

- ア 売店における販売品目を取り扱う地元の商工関係及び組合等の団体並びに社会福祉法人などの社会福祉団体等
- イ 障害者就労施設等

- ウ その他実行委員会が適当と認めた者
- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。

11 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を振り込まなければならない。
- なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (2) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。
- (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

12 出店料の免除

- 次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。
- この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。
- (1) 障害者就労施設等
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が特に必要と認める者

13 保健所への手続

飲食店営業許可を必要とする出店者は、保健所に許可申請を行い、営業許可証等の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部（以下「実施本部」という。）の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報

告しなければならない。

- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、売店の運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等をすること。
- (5) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (6) アルコール飲料を販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (7) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない対象火気器具等又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。

17 厳守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する「売店出店許可証」を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する通行許可証等を見やすい位置に掲示すること。

なお、原則として搬出入車両は、1売店につき1台とする。

- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔感のある服装を心掛け、実行委員会が別途交付する AD カード等を着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切・丁寧な対応を心掛けること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあっては、食品衛生関係法上の規定を厳守するとともに、保健所の指示に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出したときは、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合は、速やかに実行委員会に報告すること。
なお、変更、追加の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品及び売店設備の管理は、出店者の責任において行うものとし、火気、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等の発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生した時には、売店責任者は、初期対応に当たるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見した時は、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他実行委員会が売店の運営管理において不適当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することができない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することができない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、売店監督員の検査を受けなくてはならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

25 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- （２）競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

売店出店申請書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職
及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項 9 の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 _____ (競技名： _____)

2 出店希望形態 ☐ テント ☐ ケータリングカー ☐ その他(_____)

3 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類
(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (5) 市町村税に滞納がないことの証明書 (滞納がない証明書等(写し可))
(法人にあっては法人及び代表者の証明書)
- (6) その他実行委員会が必要と認めるもの

4 その他

この申請書 (添付書類含む) は、出店を希望する競技ごとに提出してください。複数競技分を同時に提出する場合は、添付書類 (3) 及び (5) は各 1 部のみで構いません。

様式第 2 号

売店出店概要書

(ふりがな) 商号又は名称				
(ふりがな) 代表者役職及び氏名				
代表者生年月日	昭和・平成	年	月 日	
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
	【Mail】			
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目	☐ スポーツ用品 ☐ 国スポ記念グッズ ☐ 郷土物産品 ☐ 飲食物(製造加工品) ☐ 飲食物(現地調理品) ☐ 宅配便 ☐ その他			
火気又は燃料等 危険物の使用	有 種類() ・ 無			
国スポ等出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数		
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去 1 年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去 3 年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※出店を希望する競技ごとに作成してください

※足りない場合は、別紙に追加してください。

※備考欄には、製造責任者、承認番号、商品内容等について記入してください。

売店従事者、運搬車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※出店を希望する競技ごとに作成

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※ ふりがなを記入してください。

2 運搬車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	搬出入	備考
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		
		有 ・ 無		

※ 車両の種類は、「2tトラック」、「軽トラック」等を記入してください。

※ 駐車車両は原則 1 台、搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ 搬入・搬出に使用する場合は、「搬出入」欄に○を付けてください。

※ ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズを備考欄に記入してください。

3 設営持込備品一覧表

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源・火気の使用に伴う備品を記入してください。

(発電機、プロパンガス、ホットプレート等)

※消防署への届出等に関わるため、使用する予定のあるものは漏れなく記入してください。

記入がない場合、火気や電気の使用はできません。

誓約書兼承諾書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職

及び氏名

印

「青の煌めきあおもり国スポ」つがる市競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が本承諾書を似て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号又は第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団、若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、法令等に違反して、申請日時点において過去 1 年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去 3 年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。
- 4 出店に際して、出店位置や出店時間等の運営方法について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会に異議申し立てをしません。

(連絡担当者)

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

FAX：

Mail：

第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者役職及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

売店許可決定通知書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が設置運営する競技会場への売店の出店について、下記の内容で決定となりました。

つきましては、下記口座へ 年 月 日()までに出店料を納入してください。

また、営業許可等を必要とする出店者については、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証等の写しを提出してください。

記

1 出店会場 (競技名：)

2 出店形態 テント(張)・ケータリングカー・その他()

3 出店料 円

4 指定振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種類	
口座番号	
口座名義	

※振込手数料については、出店者負担となります。

【問合せ】

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会
TEL：0173-49-1193 FAX：0173-49-1212

第 号
令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者役職名及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

売店出店許可証

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場
内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	令和 年 月 日() ～ 年 月 日()
出店許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ つがる市売店設置運営要項及び法令等を遵守すること。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職
及び氏名 印

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店の出店料について、青の煌めきあおもり国スポつがる市売店設置要項 12（２）の規定に基づき免除申請します。

1 出店希望会場 (競技名：)

2 免除申請理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に必要と認める者

(連絡担当者)

担当者所属：

担当者氏名：

電話番号：

FAX：

Mail：

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者役職名及び氏名) 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

売店出店料免除決定通知書

令和 年 月 日付で申請があった青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象会場 (競技名：)

2 免除理由

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	その他実行委員会において特に必要と認める者

青の煌めきあおもり国スポつがる市情報通信基本計画

1 目的

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で実施する情報通信業務については、県及び競技団体との緊密な連携のもと、関係機関等の協力を得て、情報通信体制の整備を図り、大会の運営に万全を期すものである。

2 内容

（１）情報通信設備の整備

大会を円滑かつ効率的に運営し、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

（２）情報通信体制の整備

ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制を整備する。

イ 記録業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

（３）大会参加者等への情報提供サービス

大会参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報及び競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

3 その他

（１）この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における情報通信体制についても、必要に応じてこの計画を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市式典基本計画

1 目的

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、本市で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものであり、「青の煌めきあおもり国スポつがる市開催推進総合計画」に基づき、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらした整然さや温かみのある式典とする。

2 内容

（１）開始式

競技会開始式は、実施の有無を競技団体等と協議し、実施する場合にあっては、競技の運営に支障のないよう、簡素化に努めることとする。

（２）表彰式

表彰式は、競技団体等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びや感動を分かち合える記憶に残るようなものとなるように努めることとする。

（３）炬火イベント

炬火イベントを実施する場合にあっては、大会の開催機運を高めるために、本市の特色を活かし、市民が親しみを持てるよう、創意工夫をこらして実施するものとする。

（４）式典音楽

式典で使用する音楽は、ＣＤ等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポつがる市競技会場管理運営要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における会場秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとするすべての者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

2 定義

この要項において「会場」とは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）並びに敷地をいう。

3 管理運営者

この要項に基づく会場の管理運営者は、実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

4 業務の処理

この要項に基づく業務の処理は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実施本部及び実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

5 持込禁止物

入場者等は、会場に次に掲げる物（模造品及び類似品を含む。）を持ち込んではない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- （１）銃器類
- （２）刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- （３）クロスボウ（通称：ボウガン）等
- （４）毒物、劇物その他有害物質
- （５）発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- （６）石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
- （７）競技会運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- （８）塗料類（ペンキ類）
- （９）スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具

- (10) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を除く。）
- (11) ドライアイス
- (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
- (13) 投てき等により危害を与えるおそれのある物
- (14) ホイッスル、メガホン、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
- (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
- (16) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法により、人が集まる場所での飛行を禁止されているドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等をいう。次項第20号において同じ。）
- (17) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

6 禁止行為

入場者等は、会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 所定の場所以外で喫煙すること。
- (8) 所定の場所以外でゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 所定の場所以外に酒類を持ち込み、及び飲酒すること。
- (10) アルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (11) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
- (12) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
- (13) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (14) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等をすること。
- (15) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (16) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。

- (17) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする
こと（入場券等を不要としている場合を除く。）。
- (18) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (19) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
- (20) 無人航空機を飛行させること。
- (21) 他人の通行や観覧の妨げになる行為をすること。
- (22) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑
若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。

7 その他の遵守事項

入場者等は、会場において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、
これに従うこと。
- (3) 実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) AD カード等を所持する者は、AD カード等を明確に見える場所に着用
し、職員や実行委員会の委託する警備員の求めがある場合は、これを提示
すること。

8 入場の制限等

- (1) 会長は、この要項に違反した者又は職員の指示に従わない者に対して、会
場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。
- (2) 会長は、競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、会場への
入場制限を実施することができる。

9 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、会場の管理運営について必要な事項は、別
に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における会場の管理運営についても、必要に応じて
この要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項

1 趣旨

この要項は、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員に幹旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当については大会の各競技会開催期間（公式練習日を含む。）とし、支給弁当については大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める宿泊要項等に準じるものとする。

7 弁当調製施設の指定

- （１）弁当調製施設については、別に定める選考基準に則り、実行委員会が選定する。
- （２）実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を選定したときは、当該施設に弁当調製施設指定書（別記様式）を交付する。

8 指定取り消し

実行委員会は、前項の規定により指定を受けた弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、若しくは期間を定めて停止処分等各種行政処分を受けたとき。
- (2) 食品衛生関係法令に基づく指導に速やかに従わないとき。
- (3) 弁当調製業務を第三者に委託したとき。
- (4) その他、実行委員会が不適當と認めたとき。

9 弁当引換所の設置及び運営

競技会場に弁当引換所を設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

10 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達についても、必要に応じてこの要項を準用する。

別記様式

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技における、弁当調製施設として
下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	
適用期間	

青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、「青の煌めきあおもり国スポつがる市弁当調達実施要項」に基づき、本市で開催される「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考を行うために必要な事項を定める。

2 大会に対しての理解と協力

大会に理解があり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う弁当調達業務に対して協力的であること。

3 対象施設

- （１）つがる市内に本社又は製造所を有している業者であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- （２）製造所が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を受けていること。
- （３）申請日時点において、所在地の市町村税の滞納がなく、2 年以内に滞納処分を受けていないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

4 施設の衛生管理

- （１）選考時点において、過去 3 年間に食中毒発生の事故歴がないこと。
- （２）食品衛生監視票が調査時点において 80 点以上であること。ただし、調査時点において 80 点未満の場合は、保健所の指導等を受け、弁当の発注時点で概ね 80 点以上を満たすよう改善できる見込みがあること。
- （３）「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付衛食第 85 号）など H A C C P の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法等に基づき適正になされている施設であること。
- （４）検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- （５）食品に直接接触する作業に従事する者（容器包装に入れられた食品を取

り扱う作業にのみ従事する者を除く。) に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査(赤痢菌・サルモネラ属菌・腸管出血性大腸菌及びノロウイルス)の実施が可能であること。

(6) 食品賠償保険等に参加している、又は大会開催期間中参加できること。

5 施設の調製能力

(1) 大会時の弁当提供可能数が、曜日に関わりなく1回100食以上であること。

(2) 前日午後6時までの受注(あらかじめ発注した数量に対する変更等)に対し、消費期限を当日の午後2時までに設定した弁当を午前11時までの納入が可能であること。

(3) 指定する単価に応じた調製が可能であること。

(4) 原材料につがる市産品又は青森県産品を積極的に使用する等、郷土の特色を活かした弁当の調製が可能であること。

(5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

(6) 実行委員会が指定する容器・包装紙等での提供が可能であること。

(7) メニューの日替わりが4日以上可能であること。

(8) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

6 施設の対応能力

(1) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)のできる車両等による配達及び納入場所における弁当引換時間中の待機が可能であること。

(2) 弁当付属品として、実行委員会の指示に沿ったお茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用袋の提供ができること。

(3) 実行委員会が指定する日時及び場所に搬入できること。また、同日に容器等を回収できること。

(4) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等による表示ができること。

ア 弁当の名称

イ 原材料名(アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。)

ウ 添加物(アレルゲンを含む。)

エ 消費期限(時刻まで表示)

オ 保存方法

カ 製造所所在地・製造者名

キ その他食品表示関係法令により規定される表示

ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示

ケ 持ち帰りを禁止する表示

コ その他実行委員会が指示する表示

- (5) 実行委員会が指定する日時に弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (6) 荒天等により大会が変更又は中止になった場合、実行委員会の指示に基づく対応ができること。
- (7) 実行委員会から指摘された事項を改善することが可能であること。

7 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な事項は別途協議して定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当の調製施設の選考についても、必要に応じてこの基準を準用する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市医療救護要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、医療機関、その他関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

（1）設置場所

ア 競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。

イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。

ウ 救護所の場所を明示するための看板等を設置する。

（2）救護所の設置期間及び開設時間

ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。

イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了時までとする。ただし、必要に応じて延長することができる。

4 救護所における医療救護

（1）救護所では、傷病者に対する応急処置を行い「処置記録兼診療依頼書」（様式第 1 号）に所定の事項を記載する。

（2）傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、車両等での搬送又は救急自動車等の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとし、医療機関を受診する傷病者へ「処置記録兼診療依頼書」を交付する。医療機関に移送しない場合は、最寄りの医療機関を紹介するなど適切な措置を講じる。

（3）救護所係員は、傷病者を医療機関に移送した場合、速やかに実行委員会の医療救護担当者へ報告する。

また、医療機関に移送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

5 練習会場における医療救護

- (1) 練習会場には、競技役員又は競技会係員を配置する。
- (2) 練習会場には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。
- (3) 練習会場において、傷病者を医療機関に移送する必要があると認めた場合は、救護所における取扱いに準じる。

6 宿舎における医療救護

- (1) 宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に報告するよう宿舎提供者に対し周知する。
また、実行委員会は、宿舎提供者に対し、傷病者が発生した場合に迅速に対応できるよう、パンフレットや各種通知により、医療救護体制について周知を図る。
- (2) 傷病者が医療機関に移送された場合、宿舎提供者は、実行委員会に次の事項を報告する。
 - ア 宿舎名
 - イ 所属都道府県、傷病者氏名
 - ウ 競技名、種目、種別及び参加区分
 - エ 移送した医療機関
 - オ 事故又は傷病の発生時間、発生原因
 - カ 競技参加の支障の有無
 - キ 付添者の氏名及び連絡先

7 医療費の負担

- (1) 救護所及び練習会場での応急処置に係る費用は、実行委員会が負担する。
- (2) 傷病者が医療機関等を受診した場合の医療費は、傷病者本人が負担する。

8 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、救急隊員等は、相互に連絡調整を図り、「取扱傷病者一覧表」（様式第2号）に所定の事項を記載し、処置記録兼診療依頼書を添付して、当日業務終了後速やかに実行委員会に提出する。

9 県実行委員会への報告

- (1) 実行委員会は、大会期間中、大会参加者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合には、県実行委員会に報告することとする。
- (2) 実行委員会は、全競技会終了後、「取扱傷病者一覧表」を県実行委員会に提出する。

10 その他

- (1) このマニュアルに定めるもののほか、医療救護について必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所				発行番号	N o .	
発症場所				発行日時	令和 年 月 日	
		式典中・競技中・観戦中・移動中 その他()			午前・午後 時 分頃	
傷病者情報	ふりがな 氏名	T・S・H・R 年 月 日生 歳		参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()	
	生年月日 他			競技／会場	競技名() 会場名()	
	住 所	都道府県名()		宿舍の名称		
	連絡先	(TEL - -) (携帯 - -)		付添者	(携帯 - -)	
保険証所持の有無		有 ・ 無				
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害、感冒、貧血、頭痛、熱中症、疲労、眼症、耳症、打撲、捻挫、骨折、脱臼、筋腱断裂、挫創、切創、裂創、歯牙の外傷、 その他()				
	受傷部位					
	発症(事故)原因					
	バイタルサイン	体温 °C	脈拍 b p m	血圧 / mm H g	SP02 %	
	現病歴				服 薬	有 () 無
	既往歴					
	処置内容	(処置時間：午前・午後 時 分)				
	使用医薬品					
	備 考					
	搬 送	有 ・ 無		救護所医師等氏名		

移送先医療機関 担当医 様

青の煌めきあおもり国スポにおいて発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 年 月 日
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
つがる市実行委員会 会長

本書を医療機関へ送付すること並びに移送先医療機関から「青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」に返送することについては、個人情報保護の万全を期すとともに国民スポーツ大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄（署名）

取扱傷病者一覧表

競技名

令和 年 月 日 ()

会場名

区 分	取扱傷病者数						医療機関移送者の数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂)創												
歯牙の外傷												
その他												
合 計												

青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市防疫対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における防疫対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

(ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策

(イ) 国スポ期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、保健所と連携し、次により広報活動を実施する。

(ア) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示

(イ) 広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用した P R

(ウ) 各種講習会及びイベント等を活用した P R

(2) 衛生備品の配置

実行委員会は、大会期間中における競技会場・練習会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液等の衛生備品を配備する。

(3) 感染症発生時の措置

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者に感染症発生（似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、保健所の指導・助言を遵守し、まん延の防止に努める。

(4) 緊急連絡体制の整備

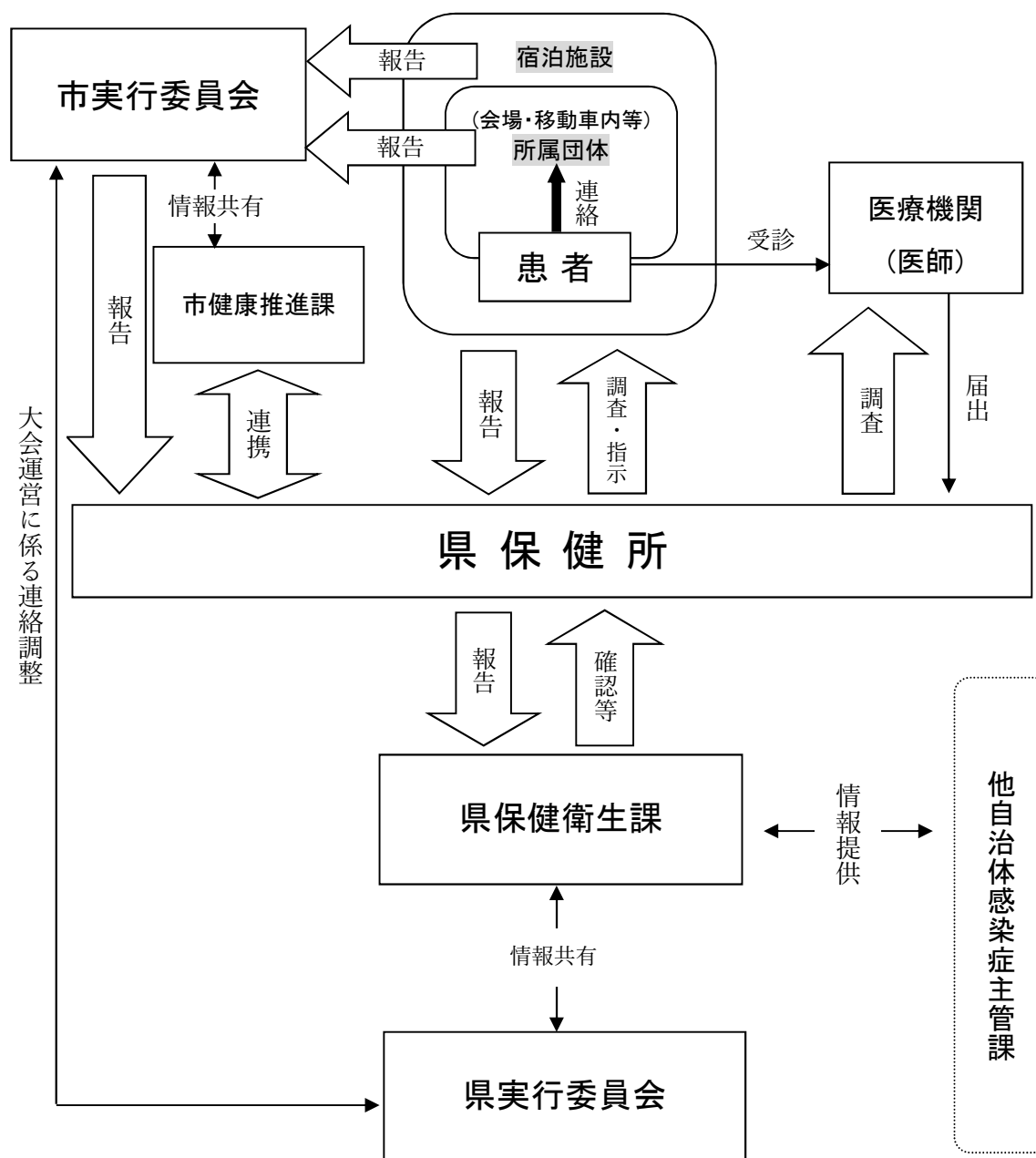
大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

3 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、防疫対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

感染症(疑いを含む)発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記報告のほかに実施本部等を通じて感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療関係を受診させるとともに、管轄保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市食品衛生対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）における食品衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生対策を実施する。

3 実施内容

（1）食品関係施設の衛生確保

実行委員会は、大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及び大会関係者並びに一般観覧者に食品を提供する次に挙げる施設（以下「食品関係施設」という。）に対し、保健所が実施する監視指導に協力し、食品関係施設の衛生確保に努める。

ア 弁当調製施設

イ 宿泊施設

ウ 土産食品等の食品製造・販売施設

エ 競技会場等の飲食営業施設および食品販売店（臨時的施設を含む。）

オ 弁当引換所

（2）食品衛生講習会

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と連携し、食品関係施設の関係者を受講対象とした食品衛生講習会の開催について協力する。

（3）健康管理等

実行委員会は、保健所等の関係機関・団体等と連携し、食品関係施設事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するように指導する。

（4）広報活動

実行委員会は、関係機関、団体等の協力を得て、広報紙、ホームページ等の広報媒体を活用し、食品衛生に関する知識の普及啓発を図る。

（5）緊急連絡体制の整備

実行委員会は、県実行委員会及び保健所と緊密に連携し、大会期間中における

る食中毒の発生など、緊急時に対応するため、別記のとおり緊急連絡体制を整備する。

(6) 食中毒発生時の対応

ア 実行委員会及び食品関係施設は、食中毒（疑いを含む。）の情報を入手した場合は、直ちに保健所に通報するとともに、保健所の食中毒調査に協力する。

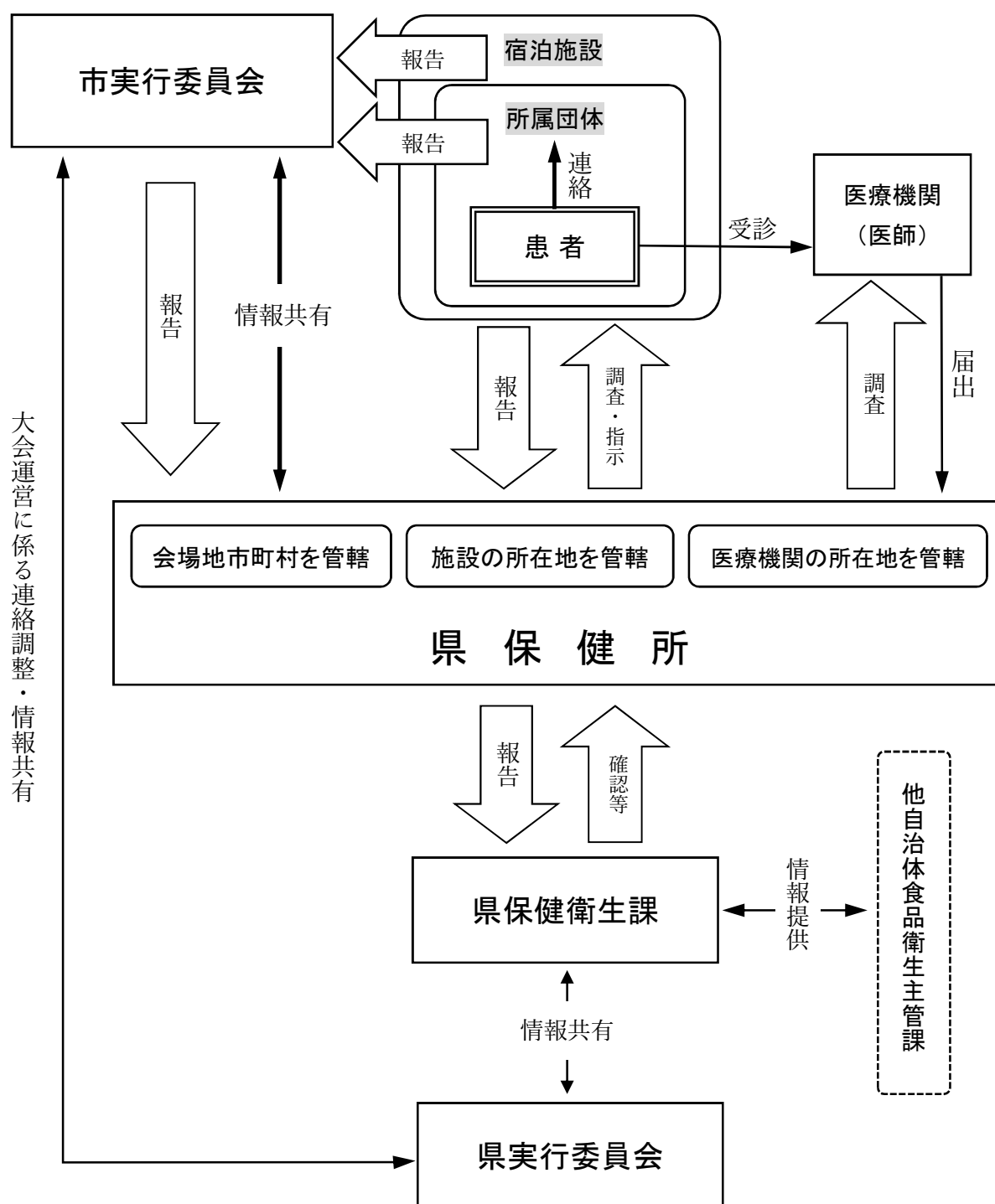
イ 実行委員会及び保健所は、食中毒はもとより、飲食に起因する可能性のある健康被害の発生やその疑いに関する情報があつたときは、緊密に連携し、対応するとともに、当該情報を公開するときは、関係者間において事前に情報共有を図る。

4 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

食中毒等健康危害発生時の緊急連絡体制



- ◆ 患者発生宿泊施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び市実行委員会に報告する。
- ◆ 市実行委員会は、上記の報告のほか実施本部等を通して食中毒に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 大会関係者に対して、食中毒が疑われる情報を入手した場合、患者を医療機関に受診させるとともに、管轄保健所に連絡するように周知する。

青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における環境衛生対策の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 競技会場等の環境美化

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、清潔な会場づくりに努める。

- （１）競技会場等には、必要に応じ資源物等の分別ができるごみ分別容器等を適切な場所に設置する。
- （２）競技会場等の廃棄物は、それぞれの会場に即した処理体制により適正に処理する。なお、分別収集を行い、資源物のリサイクルに努める。
- （３）競技会場等の清掃は、規模に応じた作業班の編成等により効果的に実施する。
- （４）競技会場等の便所（仮設を含む。）は、清掃、点検、し尿の汲取り等を定期的に行い、衛生的に管理する。
- （５）救護所等において排出される、感染する疑いのある廃棄物については、適正に処理する。
- （６）広報紙、看板等により競技会場等におけるごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

3 道路、河川等の生活環境の美化

実行委員会は、関係機関・団体等と連携するとともに、民間団体・地域住民等の協力を得て、次の業務を推進し、会場、宿舍等の周辺における道路、河川等の生活環境の美化に努める。

- （１）ごみの不法投棄の防止など、廃棄物の適正処理を推進するため、地域住民へ環境美化に努めるよう周知する。
- （２）必要に応じて広報紙、看板等により、ごみの減量化・資源化、環境美化等の意識向上に努める。

4 宿舍の環境衛生対策

実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者が宿泊する宿舍を対象とした宿舍衛生講習会の実施について、保健所及び青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会に協力する。

5 飲料水の衛生対策

(1) 実行委員会は、関係機関が実施する、競技会場、練習会場及び宿舎へ飲料水を提供する水道事業者への監視・指導に協力する。

(2) 事故発生時の給水体制

実行委員会は、選手等が利用する施設の設置者及び水道事業者等と連携して、断減水時に対応するための給水体制の確立に努める。

6 動物の衛生管理

実行委員会は、必要に応じて関係機関・団体等と連携し、人の生命等に害を加える恐れのある動物（特定動物）に関する届出が徹底されるよう努めるとともに、適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

7 受動喫煙防止対策

会場の敷地内禁煙化に努めるため、青の煌めきあおもり国スポつがる市環境衛生対策実施要項3(8)で規定する必要に応じて設置することができる指定喫煙所を除き、会場敷地内及び会場周辺における道路、駐車場及びその他公共の場所では喫煙しないように働きかける。

8 その他

(1) このマニュアルに定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は、別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこのマニュアルを準用する。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第80回国民スポーツ大会及び第25回全国障害者スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他前条の目的達成に必要な事務事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから第19条第1項の規定により実行委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任する事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること

ができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年6月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会」とあるの

は「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会」と、「第 80 回国民スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ」と、「第 25 回全国障害者スポーツ大会」とあるのは「青の煌^{きら}めきあおもり障スポ」と読み替える。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会名簿

【会長】

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	市長	倉光 弘昭

【副会長】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	議長	木村 良博
2	市	つがる市	副市長	今 正行
3	市教委	つがる市教育委員会	教育長	山谷 光寛
4	スポーツ	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	会長	成田 昭司
5	宿泊・観光	つがる市観光物産協会	会長	川嶋 大史
6	産業・経済	つがる市商工会	会長	長内 明彦

【常任委員】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	副議長	長谷川 榮子
2		つがる市議会議会運営委員会	委員長	佐々木 慶和
3		つがる市議会総務経済建設常任委員会	委員長	田中 透
4		つがる市議会教育民生常任委員会	委員長	成田 博
5	スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
6		青森県柔道連盟	会長	豊嶋 弘文
7	学校	つがる市校長会	会長	梅津 知己
8		青森県立木造高等学校	校長	三上 保
9	産業・経済	きづくり商店街振興会	会長	長谷川 靖久
10	社会団体等	つがる市自治会連合会	会長	白戸 英行
11	医療・福祉	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	会長	白戸 英行
12		一般社団法人西北五医師会	副会長	宮重 希典
13	警備・消防	つがる市消防署	署長	菊地 弘樹
14	通信・輸送	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	高橋 賢
15		弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
16	市	つがる市総務部	部長	高橋 一也
17		つがる市財政部	部長	平田 光世
18		つがる市民生部	部長	高橋 勉
19		つがる市健康福祉部	部長	島田 安子

20	市	つがる市経済部	部長	三上 恒寛
21		つがる市建設部	部長	高橋 隆治
22		つがる市教育委員会教育部	部長	鳴海 義仁
23		つがる市議会事務局	事務局長	山口 淳志
24		つがる市監査委員事務局	事務局長	秋田 俊
25		つがる市農業委員会事務局	事務局長	中野 拓哉
26		つがる市選挙管理委員会事務局	事務局長	中田 良子
27		つがる市消防本部	消防長	工藤 康人

【委員】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	スポーツ	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
2		つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
3		つがる市柔道協会	会長	成田 正人
4		つがる市スポーツ少年団	本部長	田中 正治
5	社会团体等	ごしょつがる農業協同組合	代表理事組合長	山本 康樹
6		つがるにしきた農業協同組合	代表理事組合長	山中 満春
7		つがる市子ども会育成連絡協議会	会長	原田 正志
8		つがる市姉妹都市協会	会長	清野 幸喜
9		つがる市連合婦人会	会長	尾野 洋子
10		つがる市老人クラブ連合会	会長	柴谷 松雄
11		つがるライオンズクラブ	会長	奈良 信幸
12		つがるロータリークラブ	会長	今 淳一
13		公益社団法人つがる市シルバー人材センター	理事長	山谷 吉信
14	医療・福祉	西つがる歯科医師会	会長	大戸 勲
15		一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
16		公益社団法人青森県看護協会西北五支部	支部長	櫻庭 あゆみ
17	宿泊・観光	つがる地球村株式会社	代表取締役	今 正行
18		株式会社つがる総合商社 柏ロマン荘	支配人	水上 昌弘
19		有限会社稲垣温泉ホテル	代表取締役	片山 貴善
20		宗教法人高山稲荷神社	宮司	工藤 均
21	通信・輸送	日本郵便株式会社木造郵便局	局長	平川 満彦
22		株式会社トーオ開発	統括運行管理課長	齋藤 充
23		株式会社つがるバス	代表取締役	小寺 貴英
24		株式会社木村タクシー	代表取締役	東條 一彦
25		有限会社朝日タクシー	取締役	吉田 実佐子

26	通信・輸送	つがる交通有限会社	代表取締役	藤田 典史
27	警備・消防	つがる地区交通安全協会	会長	片山 徳明
28		つがる地区交通指導隊	総隊長	成田 弘志
29		つがる市消防団	団長	三浦 孝純

【監事】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	代表監査委員	台丸谷 績
2		つがる市	会計管理者	粕谷 竜一

【顧問】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	県議会	青森県議会	議員	三橋 一三
2	市議会	つがる市議会	議員	平田 浩介
3		つがる市議会	議員	山内 勝
4		つがる市議会	議員	三橋 あさみ
5		つがる市議会	議員	秋田谷 建幸
6		つがる市議会	議員	齊藤 渡
7		つがる市議会	議員	佐々木 敬藏
8		つがる市議会	議員	佐藤 孝志
9		つがる市議会	議員	野呂 司
10		つがる市議会	議員	天坂 昭市
11		つがる市議会	議員	成田 克子
12		つがる市議会	議員	平川 豊
13		つがる市議会	議員	山本 清秋
14		つがる市議会	議員	高橋 作藏
15	市教委	つがる市教育委員会	委員	平田 昌子
16		つがる市教育委員会	委員	帯川 圭太
17		つがる市教育委員会	委員	佐藤 勢津子
18		つがる市教育委員会	委員	出町 義成
19		つがる市教育委員会	委員	鎌田 常芳
20	警備・消防	つがる警察署	署長	伴 勝俊

【参与】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	報道	株式会社東奥日報社 つがる支局	支局長	宮川 学
2		株式会社陸奥新報社 五所川原支社	支社長	下山 高秋

3	報道	株式会社読売新聞社 弘前支局	支局長	安永 真人
4		株式会社朝日新聞社 青森総局	総局長	姫野 直行
5		株式会社毎日新聞社 青森支局	支局長	足立 旬子
6		株式会社河北新報社 青森総局	総局長	村上 俊
7		一般社団法人共同通信社 青森支局	支局長	草木 章裕
8		株式会社時事通信社 青森支局	支局長	落水 浩樹
9		青森放送株式会社 五所川原支局	支局長	秋田 巧平
10		青森朝日放送株式会社 弘前支社	支社長	杉田 浩康
11		日本放送協会 青森放送局（弘前支局）		小澤 優子

会長：1名，副会長：6名，常任委員：27名，委員：29名，監事：2名，顧問：20名，参与：11名
合計：96名